# カルテル事件等に対する制裁金算定ガイドラインの改正

# ブリュッセル・センター

欧州委員会はこのほど、カルテル等の競争法違反行為に対して課される制裁金算定方法 についてのガイドラインを8年ぶりに改正した。本リポートでは新ガイドラインの内容と 企業への影響について解説する。

なお、本リポートはジェトロ・ブリュッセル・センターがバンバール・アンド・ベリス (Van Bael & Bellis) 法律事務所の亀岡 悦子氏に解説を依頼、作成したものである。

#### はじめに

欧州委員会は 2006 年 6 月 28 日、カルテル・支配的地位濫用事件等の競争法違反行為に対して課される制裁金算定方法についての新ガイドラインを、欧州委員会競争総局のウェッブサイトに発表した(原文は

http://ec.europa.eu/comm/competition/antitrust/legislation/fines en.pdf を参照)。この新制裁金ガイドラインは、1998年に採択された現行ガイドラインに代わるものだが、様々な点で異なる。新ガイドラインは8月末までにEU官報に掲載される予定で、その時点から正式に効力を有する。

#### 1. EUカルテル規制

新ガイドラインは、欧州委員会が企業に制裁金を課す際の算定方法について解説するもので、カルテル等の違法な企業間協定だけではなく、マイクロソフト事件に見られるような市場独占的地位の濫用事件についても適用される。しかし日系企業の関与する事件はカルテルが主なため、ここではカルテル事件を中心に解説する。

ローマ条約第 81 条は、違法な企業間の協定および協調行為を禁止しており、カルテル

は違法な企業間の協定の一つとしてこの中に含まれる。「違法な企業間の協定・協調行為」と判断されるためには、正式な企業間の契約書に基づく必要はなく、黙示の協調行為でもよいとされている。E U カルテル審査の歴史はかなり前に遡る。1969 年には欧州キニーネ製造企業による市場分割カルテルに対し、欧州委員会は決定を下している。しかし特に EUカルテル規制が大きく新聞等で取り上げられるようになるのは 1990 年代後半からで、制裁金の大幅な高額化がその理由である。EU カルテル審査は、非公式な情報収集が行われる予備審査、立入審査を含む正式審査、競争法違反事実の要旨や欧州委員会の主張を述べた異議告知書の送付、欧州委員会による正式決定の発表という手続きで行われる。この正式決定の中に制裁金の額が記載されており、通常この制裁金の額は手続きの最後の 1、2週間に欧州委員会職員と競争担当委員(現在はニーリー・クルース)の話し合いの結果、決定される。なお一般にカルテル審査手続き自体は 2~3年に及ぶ。

EUカルテル審査の対象となり、制裁金を支払った、あるいは制裁金を課されたが減免制度により免除された日系企業は数多い。また制裁金を課すことを決定した欧州委員会決定を不服とし、欧州裁判所に上訴する事件も増加の傾向にある。上訴によって制裁金を減額する可能性は出てくるが、判決を得るのに時間がかかるという難点もある。例えば、12のビタミン剤について価格設定・市場分割行為を行ったとして製薬会社8社に制裁金が課された「ビタミンカルテル」に関与し、2001年の決定により2,300万ユーロの制裁金を課された日系製薬会社は、上訴し、制裁金を1,800万ユーロに減額することに成功している。しかし2002年2月に上訴し、判決が出たのは2006年3月で、約4年の月日と訴訟費用・従業員の労力が費やされた。

EUカルテルには1つのEU加盟国内で行われたものもあれば、EU・アジア・米国・カナダで同時に行われた世界規模のカルテルもある。世界的規模のカルテル事件、特に米国市場に影響を及ぼすものは、米国競争当局による欧州委員会への通報が引き金となり、EUで審査が始まることが多い。日本・米国・EU競争当局による審査が並行して行われ、これらの地域で同時に立ち入り審査が行われたケースもある。競争当局としては、証拠を効率的に収集し、異なる当局間の矛盾した判断を避けることができるという利点がある。企業側としては、当局への証拠の提出、以下に述べる制裁金減免制度の申請などを考える場合、一国の競争当局についての対処のみならず同時に他国の競争当局への対応を考える必要が出てくる。

世界的にカルテル対策強化の動きがあり、カルテル摘発と審査の強化を目的として、制裁金の高額化のみならず制裁金減免制度を導入する国が増えている。EU制裁金減免制度は、最初に欧州委員会にカルテルの存在を通報した企業に、制裁金の減額・免除の可能性を与え、その後の審査に協力的であった企業に対し制裁金減額の可能性を認める制度である。現行制度は、2002年に制定された「制裁金減免についての欧州委員会告示」に従っている。またEU市場では、欧州委員会のみならず加盟国当局も国内法に基づきこの制度を導入している。なお日本は制裁金減免制度導入を含む独禁法改正が行われたところであり、現在、EU等の制度に倣って、その運用細則を準備している段階である。

## 2. 新制裁金算定ガイドラインの趣旨

最初の制裁金ガイドラインは 1998 年に制定されたもので、欧州委員会の制裁金設定方法を明確化して手続きの透明度を高めることを目的とし、現在も適用されている。今回の改正はこの現行ガイドライン設定から 8 年を経た現在、状況の変化に応じた改正が必要であると欧州委員会が判断したことによる。欧州委員会は 8 年間に蓄積された経験が、さらに一歩進んだ(改良された)制裁金制度創設を可能にすると宣言している。 E U競争法により個人に刑事罰を加えることはできないため、より効果的なカルテル対策を執行するためには、充分抑止的効果のある高額な制裁金制度を設ける必要があるとするのが欧州委員会の考えである。

#### 3. 新ガイドラインの内容

現行ガイドラインと同様、違法の程度、期間等を考慮した基本額を出し、さらにこれに引き上げ・減額事由を加えた最終的な制裁金額を割り出す。基本額の算定方法は、新ガイドラインでは、欧州委員会自身が例外的なケースだとみなす場合を除いて、EEA内の関連市場からの売上高を基礎に算定する。新制度によると、違反行為の行われた最後の年に、企業が関連市場から違法に得た年間売上高30%までの範囲が考慮される。また違反行為の地理的範囲、カルテルの種類(市場分割、生産制限など)等も算定の要素となる。

以上の方法で暫定基本額が定まると、これを違反の期間を基に増額して基本額を計算する。特に新ガイドラインでは、違反の年数を乗じて計算するので、違反の年毎に 10%増加するのみに限られていた現行制度より、著しく高額となる可能性がある。すなわち現行制

度で、5年間のカルテルの算定をする場合、基本額は、暫定基本額の50%増であったのに対し(つまり暫定基本額の150%)新制度では暫定基本額の500%となる。

また、現行制度と異なり、新制度では水平的価格設定契約、市場分割、生産量制限のような悪質なカルテルについては、企業のカルテルに関連した売上高 15%から 25%をさらに暫定基本額に追加し、基本額を出す。

このように出された基本額から、現行制度では、制裁金引き上げ事由・減額事由を考慮して最終的な額が出される。新ガイドラインは、現行ガイドラインと異なり、これらの事由が「考慮されるかもしれない」と述べるだけで、欧州委員会がこれらの事情を考慮するか否かの決定権を持っていることを強調する。

また、制裁金引き上げ事由・減額事由と認められる事柄のリストが現行ガイドラインと同様設けられている。新ガイドラインによって追加された事項は、政府当局や立法によって認可された行為の場合の減額事由である。実際には、欧州委員会は純粋に国家によって強制されただけの行為を違法行為と判断することはない。これは国家・国内立法によって許可された行為を、欧州委員会が81条違反の違法な「協定」であると証明することは困難であることが理由の一つである。しかし新ガイドラインは、国家によって認可されただけでは、減額が認められるだけであることを明確にした。

なお新ガイドラインは、現行のEU制裁金減免制度には影響を及ぼすことはなく、制裁金減免制度は今まで通り適用されることが明記されている。但し、特に長期のカルテルに対する制裁金が新ガイドラインにより高額化する可能性があるため、その減免を狙って制裁金減免制度の申請を試みる企業の増加が予想され、制裁金減免制度がより活発に適用されることが考えられる。

現行制度ではまた、欧州委員会は企業の前年度年間総売上高 10%までの制裁金を課す権限があるとされているがこの点に変化はない。

### 4. 新ガイドラインの企業への影響

カルテル審査の対象となった企業は様々な点で注意が必要である。カルテル審査の対象となっていることが分かると、取引銀行、顧客等の取引先は将来多額の制裁金を課されるかもしれない企業の将来について懸念を示すであろう。また企業の中には、制裁金を支払うことによって破産状態に陥ることを理由に欧州委員会に制裁金減免を申請するものもあるが、通常このような個々の企業の事情は減額の際、考慮されないことも新ガイドラインの中で明示されている。また欧州委員会決定が出され、制裁金が発表された場合には、株主総会にて説明を要請され、その責任を追及されることがある。また企業合併・合弁事業などの他企業との交渉でも、カルテル審査の対象となっていることは企業の立場を不利にすることがある。また子会社のカルテル行為について親会社が制裁金の支払いを要請されることもある。以上のような企業の懸念は、新ガイドラインによる制裁金高額化の可能性のためさらに深刻化する恐れがある。欧州委員会はそれによりカルテル行為参加・継続への抑止的効果を期待している。

一方、新ガイドラインは、全般的にみると制裁金算定方法をより明確化したので、決定が出される前に、課される制裁金を予測することが、現行制度よりは容易になるという利点は考えられる。また、日系企業も含めてカルテルについての決定に不服申し立てをするケースが増加していることは既に述べたが、ほとんどの事件で、上訴理由の1つとして欧州委員会の制裁金算定方法が誤っていることが主張されている。このようにカルテル審査の対象となった企業は、欧州委員会の算定方法を検討し、納得がいかなければ欧州第一審裁判所に上訴することになる。新ガイドラインは、その際に企業側の主張を支持するのに役立つであろう。

以上